

## 審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	一般廃棄物処理手数料の減免	
処 分 の 概 要	ごみ処理施設への搬入に係る手数料を減免する。	
根 拠 法 令 名	松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成7年条例第8号)	
条 項	第23条	
所 管 課	清掃施設課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標 準 処 理 期 間	計	14日
判断基準	<p>一般廃棄物処理手数料減免要領に照らし判断する。</p> <p><b>【根拠法令等】</b>                      松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例                      (手数料の減免)                      第23条 天災その他特別の事情があると市長が認めたときは、前条の手数料を減免することができる。</p> <p>松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則                      (減免申請)                      第11条 条例第23条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>一般廃棄物処理手数料減免要領※詳細は所管課にて確認可能                      (定義)                      第2条 この要領でいう、「一般廃棄物」とは、し尿及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物をいう。                      2 この要領でいう、「職員」とは、一般廃棄物処理手数料の減免事務担当課(以下、「減免事務担当課」という。)、クリーンセンター、埋立センター及びリサイクルセンターの職員であって、「松山市職員の任用に関する規則」(昭和61年規則第5号)でいう、一般職に属する職員をいう。                      3 この要領でいう、「り災」とは、火災又は、風水害、地震等の自然災害によって生じた被害をいう。                      4 この要領でいう、「清掃奉仕活動」とは、以下の場合をいう。                      (1) 地域住民(町内会等地域団体を含む。以下、同じ。)が自発的に道路等の公共用地に投棄されたごみの収集を行う場合                      (2) 企業及び団体(松山市の後援を受けた場合を含む。)が自発的に道路等の公共用地に投棄されたごみの収集を行う場合                      (3) 道路・河川・海岸等の公共用地を管理する国・県・市が組織・運営するボランティア清掃制度により、地域住民、企業及び団体が行う場合                      5 前4項に規定するもののほか、この要領における用語の定義は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)並びに条例による。                      (減免対象者)                      第3条 一般廃棄物処理手数料の減免を受けることができる者(以下、「減免対象者」という。)は、次の各号いずれかに該当するものとする。                      (1) り災した、居宅の居住者(成年後見人制度による、成年後見人等を含む。)または相続人</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

(2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時または市災害対策本部等が設置された場合は、災害の規模に応じての対応となるため、随時、環境部及び市災害対策本部、その他関係部局との協議により、その都度、減免対象者を決定する。

(3) 第2条第4項第1号及び第2号に規定する清掃奉仕活動を行う場合は、地域住民、及び企業・団体の当該活動に係る代表者

(4) 第2条第4項第3号に規定する清掃活動を行う場合は、当該ボランティア制度に係る松山市の担当課等長

(減免対象廃棄物)

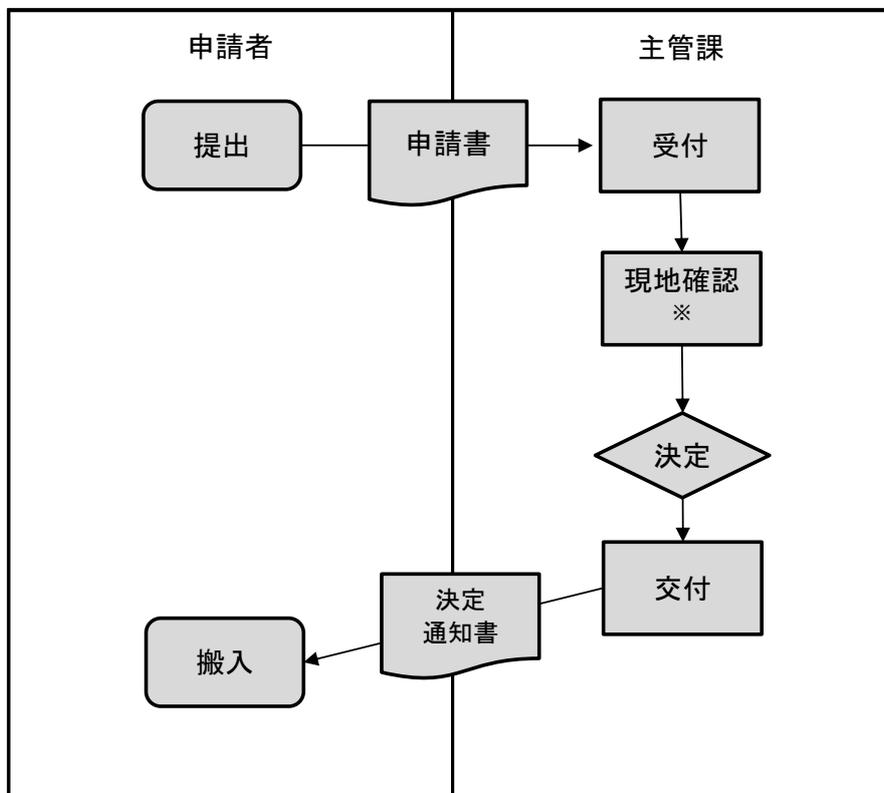
第4条 り災による、一般廃棄物処理手数料の減免を受けることができる廃棄物（以下、「減免対象廃棄物」という。）は、居宅にて、り災した家財とする。なお、り災した居宅構造物（自らが解体したものを含む。）は、減免対象廃棄物としない。

2 り災物件の種類ごとの取り扱いは、別表1によることとする。

3 災害救助法適用時または市災害対策本部等が設置された場合は、前各項の規定に関わらず、災害の規模に応じ、随時、環境部及び市災害対策本部、その他関係部局との協議により、減免対象廃棄物及び数量を決定する。

4 清掃奉仕活動による、減免対象廃棄物は、原則として、当該清掃奉仕活動を実施した際に収集された一般廃棄物とする。なお、国または地方公共団体が管理する公共施設等の維持管理上発生する一般廃棄物は、第2条第4項第3号に規定する清掃奉仕活動を行う場合であって、第7条に規定する協定書において受け入れることとした場合を除いて減免対象廃棄物としない。

### 手続の流れ



※現地確認はり災減免に限り行う。

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。